

郵便切手及び予納金一覧(令和7年10月1日～)

カテゴリ	申立ての種類	添付郵便切手内訳												郵便切手合計額	予納金	備考							
		500円	350円	300円	180円	140円	110円	100円	50円	40円	20円	10円	2円										
民事訴訟	通常訴訟	8					10	5	5					5	5	6000円	6000円(郵便料を現金で予納する場合、当事者(原告、被告)がそれぞれ1名の場合) 当事者が1名増すごとに2,000円ずつ加算(ただし、原告が複数であっても、共通の代理人がいる場合は、加算する必要はありません。)	当事者1名増すごとに1,220円2組(合計2,440円)追加(内訳500円4枚、110円4枚)(ただし、原告が複数であっても、共通の代理人がいる場合は、加える必要はありません。)					
民事調停	民事調停	8					10		10					10	20	6000円	6000円(郵便料を現金で予納する場合、当事者(申立人、相手方)がそれぞれ1名の場合) 当事者が1名増すごとに2,000円ずつ加算(ただし、申立人が複数であっても、共通の代理人がいる場合は、加算する必要はありません。)	当事者1名増すごとに1,000円追加(内訳500円2枚)					
民事執行	担保不動産競売申立て															110円	請求債権額が2000万円未満 80万円 請求債権額が2000万円以上5000万円未満 100万円 請求債権額が5000万円以上1億円未満 150万円 請求債権額が1億円以上200万円	ほかに、 1 債権者あての住所等が記載された封筒1枚(原則として長形3号(約23cm×約12cm)、ただし、送付書類に応じてこれより大きい封筒でも可)。裁判所の受付日付印を押した不動産競売申立書の写し等(予め債権者が用意)の返送を希望する場合や、相続地位登記のために戸籍関係書類を返送する必要がある場合等は、重量に応じた郵便切手や送付書類に応じて大きめの封筒の提出が必要。 2 予納金につき、請求債権のない申立ては、申立ての対象物件(以下、「物件」という。)の評価額を請求債権額として計算する。二重開始事件は原則として30万円、ただし、先行事件に含まれない物件があるときは左記の例による。					
	強制競売申立て															110円	担保不動産競売申立てと同じ						
	担保不動産収益執行申立て																110円	管理費見込額等を勘案して決定する。	ほかに、A4判を3つ折りにしたものが封入できるサイズの封筒1枚が必要				
	形式的競売申立て																110円	担保不動産競売申立てと同じ	担保不動産競売申立てと同じ				
	自動車競売申立て																110円	自動車1台につき10万円	ほかに、 1 裁判所の受付日付印を押した自動車強制競売申立書の写し等(予め債権者が用意)の返送を希望する場合には、重量に応じた郵便切手が必要 2 債権者あての住所等が記載された封筒1枚(原則として長形3号(約23cm×約12cm)、ただし、送付書類に応じてこれより大きい封筒でも可)				
	債務名義に基づく債権差押え		5														10	5	5	5	4000円	うち申立書に執行費用として計上できる額 陳述催告あるとき 3320円 陳述催告ないとき 2660円 当事者が複数の場合は、該当する当事者の数分を追加(内訳) ・債務者1名増えるごとに500円×2枚、110円×2枚、50円×1枚、20円×1枚(合計1290円分(うち執行費用として計上できる額1220円)) ・第三債務者(陳述催告あり)1名増えるごとに500円×3枚、110円×3枚、50円×2枚、20円×3枚(合計1990円分(うち執行費用として計上できる額1880円)) ・第三債務者(陳述催告なし)1名増えるごとに500円×2枚、110円×2枚、50円×1枚、20円×1枚(合計1290円分(うち執行費用として計上できる額1220円))	
	養育費等に基づく債権差押え		5														10	5	5	5	4000円	同上	
	財産開示																				110円	6500円	ほかに、 申立人宛の住所等を記載した封筒1枚(長形3号(約23cm×約12cm))が必要。ただし、裁判所の受付印を押した申立書の写し等(予め債権者が用意)の返送を希望する場合は、重量に応じた郵便切手や送付書類に応じて大きめの封筒の提出が必要)

カテゴリ	申立ての種類	添付郵便切手内訳											郵便切手合計額	予納金	備考	
		500円	350円	300円	180円	140円	110円	100円	50円	40円	20円	10円				2円
	情報取得						1							110円	⑦不動産情報 1件 6000円 ⑧勤務先情報 1件 6000円 第三者が1名増えるごとに2000円ずつ加算 ⑨預貯金情報と⑩株式情報 各1件 5000円 第三者が1名増えるごとに4000円ずつ加算	1 窓口申立てや、郵送申立てて民事執行予納金の電子納付利用の登録があり、申立書提出時に「登録コード」を明示した場合は郵便切手(110円)は不要 2 ⑦貯金情報及び⑩株式情報の場合、110円分の切手のほかに、申立書に記載した金融機関等(第三者)の数分の「料金受取人払郵便の封筒」又は「申立人(代理人)宛ての住所と氏名を記載し、110円切手を貼付した長形3号(約23cm×約12cm)の封筒」の提出が必要(金融機関等(第三者)が申立人への情報提供書きしを直送する際に使用)
保全	債権仮差押													0円		申立時は不要、担保決定時に個別に指示
	不動産仮差押・仮処分(処分禁止)													0円		同上
	不動産仮処分(占有移転禁止)													0円		同上
保護命令	保護命令	2		2				4	3			5	5	2300円		
労働審判	労働審判 本庁	申立書、証拠書類、証拠説明書の相手方分の重さに50グラムを足した重さに対応する普通郵便切手														
	労働審判 立川支部	4					3	5	2		2	3		3000円		
借地非訟	借地非訟	8					10		10			10	20	6000円	不可	当事者1名増すごとに1,000円追加(内訳500円2枚)
所有者不明等関係民事非訟	共有物の管理に係る裁判所在等不明共有者持分取得所在等不明共有者持分譲渡権限付与 所有者不明土地・建物管理命令 管理不全土地・建物管理命令 特定不能土地等管理命令等	8					10	5	5			5	5	6000円	不可	
商事保全	債権仮差押	5		1			6		2			3		3620円		※第三債務者1名増すごとに2,290円追加(内訳)500円3枚、300円1枚、110円3枚、50円2枚、20円3枚
	不動産仮差押	4		1			4		2			2		2880円		※登記所1カ所増すごとに1,550円追加(内訳)500円2枚、300円1枚、110円1枚、50円2枚、20円2枚
	仮処分申立て・保全異議・保全取消	5		1			5	2	2		3	10		3810円		※債務者1名増すごとに980円追加(内訳)500円1枚、110円3枚、50円2枚、10円5枚
	起訴命令	2					3							1330円		
	債権の解放金供託による執行取消 ※第三債務者1名の場合	4					4							2440円		
	担保取消(79条1項)	2					2							1220円		※被申立人1名増すごとに1,220円追加(内訳)左記のとおり
	担保取消(79条2項) ※民訴法79条2項(同意)又は即時抗告放棄書がある場合						1							110円		※被申立人1名増すごとに110円追加
	担保取消(79条2項) ※民訴法79条2項(同意)又は即時抗告放棄書がない場合	2					2							1220円		※被申立人1名増すごとに1,220円追加(内訳)左記のとおり
	担保取消(79条3項)	4					4							2440円		※被申立人1名増すごとに2,440円追加(内訳)左記のとおり
	債権仮差押の取下げ ※債務者・第三債務者各1名の場合						2							220円		※債務者又は第三債務者1名増すごとに110円追加
仮処分の取下げ						1							110円		※債務者1名増すごとに110円追加	
不動産仮差押・仮処分の取下げ ※債務者1名、登記所1カ所の場合	2		1			2		2		2			1660円		※債務者1名増すごとに1,550円追加(内訳)500円2枚、300円1枚、110円1枚、50円2枚、20円2枚	

破産手続開始申立てに必要な収入印紙・郵便切手等の一覧

カテゴリ	申立ての種類	手数料 (収入印紙)	郵便切手	郵便切手内訳	予納金
破産 (同時廃止)	自己破産・ 免責許可申立	1500円	4950円	500円×4枚 180円×1枚 110円×22枚 50円×4枚 10円×15枚	11859円 (中目黒庁舎において「現金」納付する場合は「12000円」)
破産 (管財)	自己破産・ 免責許可申立 (個人)	1500円	4950円	500円×4枚 180円×1枚 110円×22枚 50円×4枚 10円×15枚	最低20万円及び個人1件につき18543円(中目黒庁舎において「現金」納付する場合は「19000円」) ※本人申立の場合は上記金額に加え、「管財予納金基準額表」に基づいた金額が必要です。
	自己破産申立 (法人)	1000円	4950円		最低20万円及び法人1件につき14786円(中目黒庁舎において「現金」納付する場合は「15000円」) ※本人申立の場合は上記金額に加え、「管財予納金基準額表」に基づいた金額が必要です。
	債権者申立	20000円	6000円	500円×4枚 110円×25枚 100円×10枚 50円×2枚 10円×15枚	管財予納金基準額表のとおり

管財予納金基準額表

負債総額(単位:円)			法人	個人
5000万		未満	70万円	50万円
5000万～	1億	未満	100万円	80万円
1億～	5億	未満	200万円	150万円
5億～	10億	未満	300万円	250万円
10億～	50億	未満	400万円	
50億～	100億	未満	500万円	
100億～			700万円～	

特別清算手続開始申立てに必要な収入印紙・郵便切手等の一覧

カテゴリ	申立ての種類	手数料 (収入印紙)	郵便切手	郵便切手内訳	予納金
特別清算	協定型	20000円	770円	110円×7枚	50000円
	和解型	20000円	660円	110円×6枚	9632円

再生手続開始申立てに必要な収入印紙・郵便切手等の一覧

カテゴリ	申立ての種類	手数料 (収入印紙)	郵便切手	郵便切手内訳	予納金
個人再生		10000円	1990円 (及び110円×3枚、140円×2枚×再生債権者数)	140円×6枚 110円×5枚 20円×20枚 10円×20枚	13744円 (中目黒庁舎において「現金」納付する場合は14000円)
通常再生	個人	10000円	2500円	110円×20枚 20円×10枚 10円×10枚	通常再生予納金(個人)のとおり
	法人	10000円	2500円	110円×20枚 20円×10枚 10円×10枚	通常再生予納金基準額表(法人)のとおり ※関連会社は1社50万円とする。 ただし、規模によって増額する場合がある。

通常再生予納金(個人)

① 再生会社の役員又は役員とともに会社の債務の保証をしている者の申立て 25万円 ただし、会社の債権者集会の決議がされた後の申立ての場合は35～50万円
② 会社について民事再生の申立てをしていない会社役員の申立て ア 会社について法的整理・清算の申立てがされた後の申立て 50万円 イ 会社について法的整理・清算を行っていない場合 負債額5000万円未満 80万円 負債額5000万円以上 100万円 負債額50億円以上 200万円 ただし、債権者申立ての破産手続が先行している場合、公認会計士の補助を得て 会計帳簿の調査を要する場合などにおいては、金額が増額される。
③ 非事業者(①又は②に該当する場合を除く) 負債額5000万円未満 50万円 負債額5000万円以上 80万円
④ 従業員を使用していないか、又は従業員として親族1人を使用している事業者 100万円
⑤ 親族以外の者又は2人以上の親族を従業員として使用している事業者 (従業員が4人以下である場合に限る) 負債額1億円未満 200万円 負債額1億円以上 通常再生予納金基準額表(法人)の基準額から 100万円を控除した額。 なお、この場合(予納金300万円以上)には、法人と同様に監督委員が 公認会計士の補助を受けて調査を行う。
⑥ 5人以上の従業員を使用している事業者 通常再生予納金基準額表(法人)のとおり

通常再生予納金基準額表(法人)

負債総額(単位:円)		基準額
5000万	未満	200万円
5000万～	1億	300万円
1億～	5億	400万円
5億～	10億	500万円
10億～	50億	600万円
50億～	100億	700万円
100億～	250億	900万円
250億～	500億	1000万円
500億～	1000億	1200万円
1000億	以上	1300万円

会社更生手続開始申立てに必要な収入印紙・郵便切手等の一覧

カテゴリ	申立ての種類	手数料 (収入印紙)	郵便切手	郵便切手内訳	予納金
会社更生		20000円		事案により異なるため、 事前相談の際に要確認	下表を基に諸事情を総合的に判断して決定

会社更生予納金基準額表

管理型

負債総額 (単位: 円)			基準額	
			自己申立て	債権者・株主申立て
10億	未満		800万円	1200万円
10億～	25億	未満	1000万円	1500万円
25億～	50億	未満	1300万円	1950万円
50億～	100億	未満	1600万円	2400万円
100億～	250億	未満	1900万円	2850万円
250億～	500億	未満	2200万円	3300万円
500億～	1000億	未満	2600万円	3900万円
1000億	以上		3000万円	4500万円

※上記基準額は、予納金額の一応の目安です。

※具体的な予納額については、上記基準表を基に諸事情を総合的に判断して決定されます。

D I P型

負債総額 (単位: 円)			基準額
10億	未満		560万円
10億～	25億	未満	700万円
25億～	50億	未満	910万円
50億～	100億	未満	1120万円
100億～	250億	未満	1330万円
250億～	500億	未満	1540万円
500億～	1000億	未満	1820万円
1000億	以上		2100万円

※D I P型から管理型に移行した場合には、追加で予納をお願いする可能性があります。